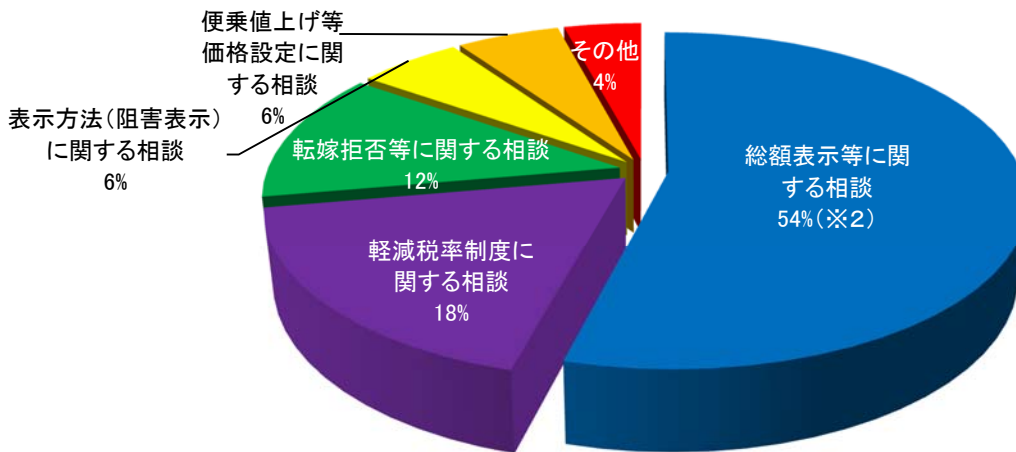


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 4 月(4/1～4/30)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

4 月の相談件数：電話 64 件、メール 8 件
【相談内容（全 72 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 事業者です。修理を請け負う際の修理代について、「参考価格〇〇円 要見積り」といった表示をしようと考えています。このような参考価格の表示も総額表示義務の対象となるのですか。

A. 課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売などの取引の際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品等に係る税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。

「参考価格」を表示することは、あらかじめ取引価格を表示する場合に該当する可能性があるため、総額表示義務の対象となるものと考えられます。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています(総額表示義務の特例)。

Q. 音楽スクールを主催する事業者です。消費者向けのパンフレットにおいて、8%の税込価格で月謝を記載し、「10%の消費税率引上げ後においては、10%で計算し直す」旨を併記することは問題ありませんか。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 44%、消費税一般に関する相談が 56%

A. 総額表示義務の特例の適用を受けるために必要となる「誤認防止措置」は、消費者が商品等の選択を行う際の価格表示に関する誤認を防止するために行うものですので、誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

パンフレットに、新税率(10%)の適用後においても、旧税率(8%)に基づく税込価格等で価格表示されている場合、新税率(10%)に基づいて精算する旨を消費者が明瞭に認識できる方法で行っていれば、誤認防止措置を講じていると言えます。

ただし、パンフレットの申込用紙にのみ上記表示が記載されているなど、消費者が明瞭に認識できる方法とは言えない場合は、誤認防止措置が講じられているとは認められません。

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 「本体価格 3,500 円で、消費税は本来 280 円のところ、200 円だけ上乗せして税込価格 3,700 円とさせていただきます。」と事業者から説明を受けました。このような説明は問題ないのですか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

また、同条における「表示」は、景品表示法における「表示」と同様、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用する、あらゆる広告・表示が対象となりますので、口頭によるものも含まれます。

Q. 当社の取引の中には、課税取引だけでなく、非課税の取引も存在します。課税取引については、その旨明示した上で税抜価格を表示し、非課税取引には※等のマークを付け、別途「※マークの商品は消費税はかかりません」と表記することは問題ありませんか。

A. 消費税の課税対象外である非課税取引について、非課税となる旨の表示を行うことは、消費税転嫁対策特別措置法上は問題ありません。

○ 便乗値上げに関する相談

Q. 当社の事業においては、非課税売上が多いのですが、仕入れには当然消費税がかかっており、その負担を消費者向け価格に転嫁したいのですが、これは便乗値上げとして問題となりますか。

A. 売上げる商品やサービスが非課税だったとしても、その仕入れ価格に消費税が含まれているということであれば、これに相当する額を価格に転嫁することは、便乗値上げに当たりません。

なお、事業者が、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合、それは便乗値上げに当たる可能性があります。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 防災用の備蓄品を販売している事業者です。防災備蓄用の飲食料品は、最終的に用いられない可能性があっても、軽減税率の対象となりますか。

また、防災用の軽減税率対象となる食品と食品以外の防災グッズを、あらかじめセットした商品(セット価額〇〇〇円)として販売した場合は、軽減税率の対象となりますか。

A. 軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品です。ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、適用税率の判定は事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、購入者がその後、飲食しなかった場合であっても適用税率の判定に影響しませんので、防災備蓄用の飲食料品を食品として販売していれば、その販売には軽減税率が適用されます。

また、おもちゃ付きお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの、かつ、当該一の資産の価格のみが提示されているものを「一体資産」といいます。

「一体資産」の譲渡は、原則として軽減税率の対象ではありませんが、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食料品の譲渡として、その全体が軽減税率の対象となります。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価格）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価格のうち当該一体資産に含まれる食品に係る部分の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

ご質問の食品と防災グッズのセット販売が上記①、②を満たす場合には、セット商品全体について軽減税率が適用されます。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610